

国連水と衛生に関する諮問委員会の概要

(UNSGAB: UN Secretary-General's Advisory Board on Water and Sanitation)

2015年12月

1 設立等の経緯

- (1) 2004年3月22日「世界水の日」に、コフィ・アナン国連事務総長(当時)が設立を発表(同事務総長自らの発意により設立。国連総会決議を経て設立されたものではない)。
- (2) 初代議長は橋本龍太郎元総理。橋本元総理の逝去後(2006年7月)、2006年12月ウイレム・アレキサンダー・オランダ王国皇太子殿下が議長に御就任。
- (3) 2007年11月、国連事務総長の要請を受け、皇太子殿下が名誉総裁に御就任、現在に至る(当初の任期は2010年末までであったが、活動期間が2012年末まで、次いで2015年末までと延長されたことに伴い、国連事務総長から2回の任期延長要請があり、任期を延長された。)
- (4) アレキサンダー・オランダ王国皇太子殿下の離職後(2013年4月国王陛下御就任)、2013年6月エル・ハッサン・ヨルダン・ハシェミット王国王子殿下が議長に御就任。
- (5) ハッサン・ヨルダン王国王子殿下の離職後(2014年4月、中東問題に専念)、2014年6月ウシ・アイト副議長(元ドイツ経済協力開発省副大臣)が議長に就任。
- (6) 諮問委員(22名)は、世界中の水問題に関する有識者(閣僚クラスの経験者が多い。)であり、国連事務総長から任命される個人資格(加盟国の代表ではない)。

2 主な活動内容

- (1) 2004年の設立以降、ほぼ毎年2回定例会合を開催(2015年6月までに世界各地で24回開催)。各地域の水担当大臣との対話などを通じて、世界の水問題への意識高揚を図るとともに、具体的解決策を探るために活動。
- (2) UNSGABの行動計画として、2006年3月の世界水フォーラムにて「橋本行動計画」発表。その後、2009年11月「橋本行動計画Ⅱ」、2013年10月「橋本行動計画Ⅲ」策定。
橋本行動計画Ⅲの主要アジェンダは、①ポスト2015年開発アジェンダにおける水と衛生目標の確保、②衛生問題の重視、③排水管理及び水汚染の防止、④水と衛生問題に対する持続可能な資金供与の確保、⑤統合水資源管理及び水と食料とエネルギーのネクサス、⑥水と災害。
- (3) 2013年3月国連事務総長、UNSGAB、UNSGABの中の水と災害に関するハイレベルパネルの主催により、国連本部にて、国連水と災害に関する特別会合を開催。我が国からUNSGAB名誉総裁である我が国皇太子殿下が御臨席、御講演。
- (4) 2014年10月、第28回定例会合を東京にて開催(これまで、2004年第2回会合、2008年第10回会合を東京にて開催。)。皇太子殿下が御臨席、御言葉。太田国交大臣、城内副大臣が出席。
- (5) 2015年4月、第7回世界水フォーラムの際に韓国大邱市及び慶尚北道にて第24回定例会合を開催。

3 今後の活動予定

- (1) 2015年11月18～20日最終会合をNYで開催。皇太子殿下の御臨席の下、御講演御言葉が述べられた。また、同委員会は国連事務総長への報告を提出し、UNSGABの活動を終了した。現在その後継を巡って国連内で議論が進行中。

(了)

水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブの概要

Water and Sanitation Broad Partnership Initiative (WASABI)

平成18年3月
日本政府

【位置付け】

- ODA 大綱及び ODA 中期政策を踏まえた「分野別援助政策」
- 水と衛生に関する我が国援助の基本方針と具体的取組を示した政策文書
- 日本政府として、第4回世界水フォーラム（於：メキシコ）の機会に発表

1. 基本認識

- 水は生命の根幹であり、MDGs 達成のために極めて重要な要素
- 開発途上国の多くの人々が安全な飲料水や衛生施設へアクセスできない状況
- 水と衛生は我が国の比較優位が高く、過去5年間で46億ドルのODAを実施
- 我が国の経験、知見や技術を活用することで質の高い援助を実施

2. 基本方針

我が国が、国際機関、他の援助国等と連携しつつ、水と衛生分野における開発途上国の自助努力を支援するための方針

- (1) 水利用の持続可能性の追求
 - ・ モニタリング・予測・評価に基づく統合水資源管理計画の策定支援
 - ・ 政策レベルと事業レベル両面への支援による持続可能性の確保
- (2) 人間の安全保障の視点の重視
 - ・ インフラの維持管理・運営への住民参加と能力向上による自立支援
 - ・ 水アクセスの欠如や自然災害リスクに対する人々の対応能力の強化
- (3) 能力開発の重視
 - ・ 開発途上国政府の組織・政策・制度・情報データの整備と人材育成
 - ・ 地域レベルでインフラ維持管理等に関する技術力や管理能力の向上
- (4) 分野横断的な取組による相乗効果の追求
 - ・ 案件形成段階から他分野への効果や影響に配慮、関連分野との連携促進
- (5) 現地の状況と適正技術への配慮
 - ・ 自然・社会・文化等の現地の状況や特性及び適正技術への配慮

3. 具体的取組

- (1) 統合水資源管理の推進

統合水資源管理の実現、国際河川流域管理の体制整備への支援
- (2) 安全な飲料水と衛生の供給
 - ① 村落地域：現地状況や能力開発に配慮した水供給、衛生施設整備
 - ② 都市部：資金需要対応として民間資金の活用、過渡的措置への支援
- (3) 食料生産等のための水利用支援

農業用水、発電、工業用水、舟運等の多面的な水利用の推進
- (4) 水質汚濁防止と生態系保全

衛生施設整備・排水規制等による水質汚濁防止、緑化や森林保全等への支援
- (5) 水関連災害による被害の軽減

予警報システムの確立、地域社会の対応能力強化、治水・渇水対策施設等整備

水・衛生分野における 我が国ODAの取組

平成27年6月
外務省 国際協力局

I 水と衛生に関する現状認識と我が国の取組

1. 国際的な水・衛生分野の開発目標: 国連ミレニアム開発目標(MDGs)(目標7: 環境の持続可能性確保)

- 安全な飲料水へのアクセスのない人口の割合を半減 →2010年時点で半減目標は達成。
今なお7.5億人以上がアクセスのない状況。アクセスの普遍化や飲料水の質の向上が課題。
- 改良された衛生施設(トイレ)へのアクセスのない人口の割合を半減 →未達成。25億人(途上国の人口の半数)がアクセスなし。

2. 我が国の水・衛生分野に関する基本認識

- 水は生命の根幹であり、人間の安全保障の観点から、安全な飲料水の供給・確保は極めて重要。
また、保健など他の分野の開発課題(MDGsの他の目標達成)のためにも極めて重要な要素。
- 水・衛生分野は、我が国が技術、経験ともに比較優位にある。

3. 我が国の政策・取組

水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative: WASABI(2006年発表)

(1) 基本方針

パートナーシップの強化と拡大

国際関係、他の援助国、我が国の地方自治体、内外のNGO、民間セクター、教育・研究機関等との連携

効果的なアプローチを明確化

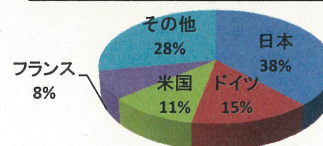
- ①水利用の持続可能性の追求
- ②人間の安全保障の視点の重視
- ③能力開発の重視
- ④分野横断的な取組による相乗効果の追求
- ⑤現地の状況と適正技術への配慮

(2) 包括的な取組

統合水資源管理の推進	安全な飲料水と衛生の供給	食料生産等のための水利用支援
水質汚濁防止と生態系保全	水関連災害による被害の軽減	

- 過去5年間(2008年～2012年)で122億ドルのODAを実施。
- 我が国の経験、知見、技術を活用して、一層「質の高い」援助を追求。

日本は水と衛生分野のトップドナー



水と衛生分野への援助実績(2008～12年)
出典 OECD-DAC

Ⅱ 我が国の取組の特徴

- 我が国の優れた技術を活用しつつ、途上国の人々のニーズに合ったかたちで、水分野の支援を実施。
 - 途上国において急速な都市化が進む中、都市部においては、多くの人々に対する安全な飲料水の供給のため水道を始めとする大規模な水インフラ整備を支援。
 - 途上国の村落部においては、井戸を活用した給水施設の整備を無償資金協力を通じて実施。井戸の整備を含め、高い技術(スキル)がなくとも維持管理・補修を現地で行えるような支援を実施。

(例) アフリカ開発会議(TICAD)における支援策

- TICADⅣの期間中(2008年度～2012年度)、我が国は給水施設や衛生施設の整備を推進。
 - ①無償資金協力及び有償資金協力により、安全な飲料水を1,000万人以上に対し提供。
 - ②水資源分野における管理者及びユーザー(村落水管理組合関係者を含む)13,000人以上の人材育成を支援。
- TICADⅤ(2013年6月)では、今後5年間で、次の支援を実施する旨発表。
 - ①新たに約1,000万人に対して安全な飲料水や基礎的な衛生施設へのアクセスを確保。
 - ②1,750人の水道技術者の人材育成等。

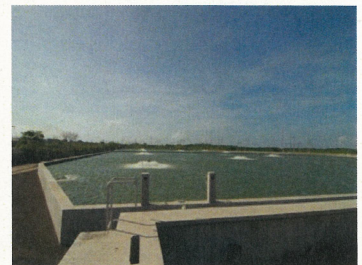
3

(例) 水分野のODA事業(有償・無償・技協, アジア地域)

■インドネシア:

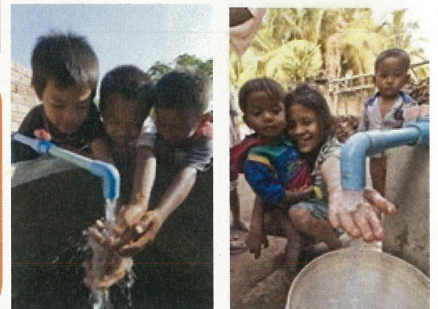
下水・衛生設備の整備(有償資金協力)

- ・既存の下水処理施設の拡張及び地方政府による下水処理事業運営にかかる実施体制を整備。
- ・下水道普及率の拡大や地方政府主導の運営・維持管理体制の確立を図り、地域の生活環境改善、事前環境の保全に寄与。



■カンボジア: 無償資金協力と技術協力を連携させた上水設備の整備(無償資金協力・技術協力)

- ・日本の技術協力で首都プノンペン市の上水道整備の総合計画を策定。これを元に無償資金協力で浄水場関連事業を実施。
- ・事業実施後、水ビジネス展開を視野に入れた北九州市も参画してきめ細かい技術協力をを行い、良好な運営・維持管理を指導。
- ・北九州市はこうしたODAへの参画を足掛かりに、同国での新たな水ビジネス展開に向けた覚書をカンボジア政府と締結。



■フィリピン:

治水行政機能強化プロジェクト(技術協力)

- ・治水事業の計画から設計、施工、維持管理等に関する種々の技術基準やマニュアルの作成を支援。
- ・治水行政に携わる技術者への研修等の人材育成体制の整備や、自主的な施策改善等のために求められる調査研究能力の強化。



4

(例) 水分野のODA事業(有償・無償・技協, アジア地域)

■バングラデシュ: 浄水施設の整備(有償資金協力)

- バングラデシュ第3の都市であるクルナ市において, 取水施設, 貯水池, 浄水場, 送配水管網を整備。
- 地下水の砒素汚染が深刻な同国において, 表流水の利用により, 安全かつ安定的な上水道サービスを提供し, 地域住民の生活環境の改善に貢献。

貯水地及び浄水場予定地



取水点付近



■パキスタン: 上水道施設の整備(無償資金協力)

- パキスタン第3の都市であるファイサラバード市において, 新規水源開発, 送水施設及び配水池を整備。
- 人口増加の著しいパキスタンの都市部において, 給水量の増加により地域の安定した水供給に資するとともに, 安全な飲料水の提供により市民の保健・衛生環境の改善に貢献。



5

(例) 水分野のODA事業(有償・無償・技協, アフリカ地域)

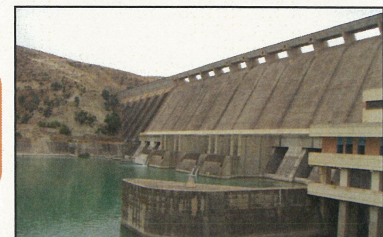
■セネガル: 地方給水設備の整備(無償資金協力・技術協力)

- 同国では農村部の給水率が30パーセント程度と言われ, 多くの住民は依然不衛生な水を飲んでおり, 水因性疾患に苦しんでいる。また, 水汲みの重労働が子供たちの就学に影響を及ぼしている。
- 飲料水の不足に対処するため, 村落部の給水施設を整備し, 安全で安定的な給水を受ける住民の増加に寄与するとともに, 水資源維持管理者を育成。



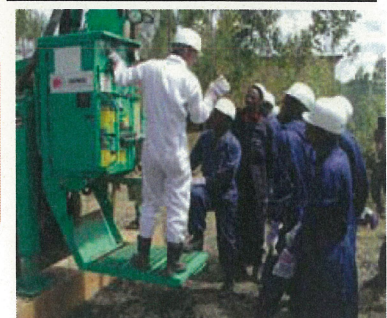
■モロッコ: 水道整備事業(有償資金協力)

- 地方都市と周辺村落部へ給水するための上水道施設を整備することにより, 同地域における上水の供給能力向上を図る。安全な飲料水の提供により, 地域住民の生活環境の改善に貢献。



■エチオピア: 地下水開発・水供給訓練計画(技術協力)

同国において給水施設の整備及び持続的な維持管理のための人材育成を行うもの。地下水等の水供給管理を行う人材が増加。アフリカで唯一の地下水開発に特化した技術訓練センターであるアディスアベバ訓練センターにおいて, これまで16ヶ国から計174名を訓練(2012年5月時点)。



6